

（新）

目次 略

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第三十九条、第四十条、第四十三条第三項及び第五十六条の二第一項の規定により、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限の附加、建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の附加並びに日影による中高層の建築物の高さの制限について必要な事項を定めるものとする。

第二条及び第三条 略

第二章 略

第三章 特殊建築物

第一節 通則

第八条 略

第九条 削除

（旧）

目次 略

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第三十九条、第四十条、第四十三条第二項及び第五十六条の二第一項の規定により、災害危険区域の指定及びその区域内における建築制限、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限の附加、建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の附加並びに日影による中高層の建築物の高さの制限について必要な事項を定めるものとする。

第二条及び第三条 略

第二章 略

第三章 特殊建築物

第一節 通則

第八条 略

（木造建築物等である特殊建築物の外壁等）
 第九条 法第二十二條第一項の市街地の区域内にある木造建築物等である特殊建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

- 一 自動車修理工場の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの

- 二 診療所（患者を入院させるための施設があるものに限る。）、展示場、物品販売業を営む店舗、飲食店、遊技場、ホテル、旅館又は下宿の用途に供す

第二節から第五節まで 略

第四章及び第五章 略

第六章 雑則

(適用の除外)

第二十九条の二 法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村が法第三十九条、法第四十条、法第四十三条第三項及び法第五十六条の二第一項の規定に基づき条例を定めたときは、当該条例の効力が発生した時から、当該市町村の区域内においては、この条例の関係規定は、適用しない。

(仮設興行場等に対する適用の除外)

第二十九条の三 この条例の規定は、法第八十五条第五項に規定する仮設興行場等については、適用しない。

第二十九条の四及び第三十条 略

第七章 罰則

(罰則)

第三十一条 第五条から第八条まで、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条から第十七条まで、第十八条第一項、第十九条から第二十二條まで又は第二十四條から第二十七條までの規定に違反した当該建築物の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等（型式適合認定に係る型式の建築材料若しくは建築物の部分、構造方法等の認定に係る構造方法を用いる建築物の部分若しくは建築物材料又は特殊構造方法等認定に係る特殊の構造方法を用いる建築物の部分若しくは特殊の建築材料をいう。以下同じ。）の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合において当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に

るもので、階数が二以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

第二節から第五節まで 略

第四章及び第五章 略

第六章 雑則

(適用の除外)

第二十九条の二 法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村が法第三十九条、法第四十条、法第四十三条第二項及び法第五十六条の二第一項の規定に基づき条例を定めたときは、当該条例の効力が発生した時から、当該市町村の区域内においては、この条例の関係規定は、適用しない。

(仮設建築物に対する適用の除外)

第二十九条の三 この条例の規定は、法第八十五条第五項に規定する仮設建築物については、適用しない。

第二十九条の四及び第三十条 略

第七章 罰則

(罰則)

第三十一条 第五条から第九条まで、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条から第十七条まで、第十八条第一項、第十九条から第二十二條まで又は第二十四條から第二十七條までの規定に違反した当該建築物の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等（型式適合認定に係る型式の建築材料若しくは建築物の部分、構造方法等の認定に係る構造方法を用いる建築物の部分若しくは建築物材料又は特殊構造方法等認定に係る特殊の構造方法を用いる建築物の部分若しくは特殊の建築材料をいう。以下同じ。）の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合において当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に

記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物の工事施工者）は、二十万円以下の罰金に処する。

2 略

第三十二条 略

附則 略

記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物の工事施工者）は、二十万円以下の罰金に処する。

2 略

第三十二条 略

附則 略